

城西支部表彰規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人東京都中小企業診断士協会（以下「東京協会」という）の表彰規程に則り、その第4条第四号、七号、及び八号に該当する表彰の内容と手続きについて一般社団法人東京都中小企業診断士協会城西支部（以下「本支部」という）において定めることを目的とする。

(対象となる活動)

第2条 この規則は、東京協会表彰規程第4条第四号、七号に定める活動のほか、第八号に定める具体的活動を定め、これらの表彰について適用する。

(表彰の区分)

第3条 表彰の区分は、東京協会表彰規程第4条第四号、七号に定める者を対象とするもの、並びに同規程第4条第八号に定める者を本支部の会員全員を対象とするもの及び中小企業診断士の登録から5年以内の本支部の会員を対象とするものに区分する。各区分の表彰の詳細は、別に城西支部表彰基準で定める。

(推薦手続き)

第4条 本支部の会員（他薦に限る）または執行委員は、第3条に該当する者がある場合は、毎年3月31日までに、書面（別表1）をもって本支部表彰委員会（以下「表彰委員会」という）に推薦する。

2 表彰委員会は、前項事項を審議の上、4月30日までに書面をもって支部長へ推薦する。

(改廃)

第5条 この規則の改廃は、執行委員会の承認を得なければならない。

(付 則)

施行：平成26年11月28日